

## 天神川流域下水道事業の公営企業会計への移行を踏まえた対応について（案）

令和2年6月24日

### 1 課題の所在

従前、天神川流域下水道を特別会計で運営していたが、令和2年度から地方公営企業法に基づく「公営企業会計」に移行しており、令和3年度から決算審査特別委員会にて審査するにあたり、その分科会の所管を決定しておく必要がある。

### 2 移管の概要

#### (1) 移行の理由

- ・経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上のため。
- ・弾力的な経営を行うことが可能で、経営の自由度の向上や住民ニーズに対する迅速な対応が可能になり、住民サービスの向上につながるため。
- ・背景として令和2年度以降、社会資本整備総合交付金の採択要件として公営企業会計の適用が必須となっている。

※ 県内市町村の公共下水道事業も順次、公営企業会計に移行している。

#### (2) 公営企業法の適用等

- ・地方公営企業法を一部適用（企業局・病院局は全部適用）。
- ・管理者は知事。組織・職員の身分は変わらず、生活環境部（水環境保全課）が事務執行。

#### (3) 予算規模

令和元年度予算ベース 約16億2千万円。

#### (4) 運営委託先

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（実施主体：鳥取県）

### 3 所管の検討

- 企業局や病院局は地方公営企業法を適用することとして、一般会計（特別会計も含む）とは別個の分科会で審査をしていることを踏まえ、天神川流域下水道も同様の取扱いとする。
- 単独の分科会で審査する規模とは思えず、同種の業務内容（工業用水等）を所管する企業局と合同の分科会（県営企業分科会）としてはどうか。

※ 県が実施主体で、公営企業法を適用しながら、公益財団法人に運営委託を行うという形態で「県営企業」と解されるため、分科会名は変更しない。

#### 変更後の分科会の所管部局（案）

分科会名	所管部局
総務教育	令和新時代創造本部、総務部、会計管理局、教育委員会 議会事務局、監査委員、人事委員会
福祉生活	福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部
農林水産商工	商工労働部、農林水産部、労働委員会
地域づくり県土警察	交流人口拡大本部、危機管理局、地域づくり推進部 県土整備部、警察本部
病院事業	病院局
県営企業	企業局、 <u>生活環境部（水環境保全課）（新規）</u>

→ 令和2年度の決算審査においては、従前のおり福祉生活分科会の特別会計として審査を行うこととなることから、混乱を避けるため、令和3年度から上記のおり所管部局を変更してはどうか。